

意見書

(平成14年度第3回)

三重県再評価審査委員会

1 経過

平成14年8月27日に開催した平成14年度第3回三重県公共事業再評価審査委員会において、県より林道開設事業3箇所、都市公園事業1箇所、の審議依頼を受けた。

各審議対象事業に関して、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審議資料に基づき審議を行った。

2 対応方針案に関する意見

審議対象事業に関して慎重な審議を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 林道開設事業

- 22番 西出菅合線
- 23番 新藤越線
- 24番 杉線

22番から24番については、平成9年度に事業着手5年を経過して継続中の事業である。

再評価の結果、林業生産活動の活性化、森林の適正管理の促進を図り、公益的機能の向上を発揮させるために地域の路網形成を行う、また24番は加えて山村の定住環境の改善を図る、といった事業の必要性を認め、事業継続を了承する。

なお、公益的機能の向上を図るためには、森林管理の担い手の確保を施策としておこなっていくべきである。

(2) 都市公園事業

1番 熊野灘臨海公園

1番については、昭和45年度に事業着手し、平成10年度に再評価審査にて「継続」とした事業であるが、その後も一定期間が経過して継続中の事業である。

再評価の結果、余暇時間の増大、レクリエーション需要に対応するため、レクリエーション空間の整備を行うといった事業の必要性、また、前回委員会が指摘した事項について

真摯に検討がなされ、実現性が認められることから事業継続を了承する。

なお、城ノ浜地区においては公園事業による歩道整備と海岸事業による遊歩道整備が二重投資とならないよう十分な連携を図ること。

また、片上池地区、大白地区の整備計画については、自然環境の専門家の意見をよく聞き、詳細設計に入る前段階で、検討を行うべきであり、自然環境に対して大きな負荷を与えてきた既存の施設の改修・撤去等を含め生態系に配慮すべきである。